

大阪市告示第1538号

次の金融機関について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	取消日
株式会社 名古屋銀行	令和8年4月1日

（会計室会計管理担当）